（学位規則第六条第一項の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたものを定める件の一部改正）

第三条　学位規則第六条第一項の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたものを定める件（平成十六年文部科学省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

件名及び前文中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（司書補の職と同等以上の職の指定の一部改正）

第四条　司書補の職と同等以上の職の指定（平成二十年文部科学省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件の一部改正）

第五条　文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（平成二十二年文部科学省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表一第八号を次のように改める。

八　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

別表一第二十号を次のように改める。

二十　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

別表一第二十一号を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に独立行政法人大学評価・学位授与機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにおいて社会教育に係る学習若しくは文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職にあった者は、第一条の規定による改正後の平成八年文部省告示第百四十八号一の1に定める職にあった者とみなす。

3　この告示の施行前に独立行政法人大学評価・学位授与機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにおいて図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項に関する専門的職務に従事する職員の職にあった者は、第四条の規定による改正後の平成二十年文部科学省告示第九十号第一号に定める職にあった者とみなす。

○文部科学省・経済産業省告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

平成二十八年四月一日

文部科学大臣　馳　浩

経済産業大臣　林　幹雄

電源立地地域対策交付金交付規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一項第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金についてはリサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設周辺地域整備法（以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　発電用施設等　原子力発電供用施設並びに発電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「電事法」という。）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が設置する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設

二　原子力発電密接関連施設　整備法施行令第三条各号に掲げる施設

三　原子力発電供用施設　原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設

四　換算出力　原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数

五　事業所　一又は二以上の原子力発電供用施設の設置の用に供される一の団地

六　大規模電源地域地点　同一都道府県内における既存の原子力発電供用施設の出力（換算出力を含む。以下この号において同じ。）の合計が一千万キロワットを超える都道府県内において、出力が三百万キロワットを超える原子力発電供用施設を新設し、又は増設する計画がある地点

七　重要電源開発地点　重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）により指定される地点

八　重要電源促進地点　「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点

九　所在市町村　発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十　隣接市町村　所在市町村に隣接する市町村であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十一　隣々接市町村　隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十二　発電用施設等所在等市町村　所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村

十三　原子力発電供用施設所在市町村　原子力発電供用施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十四　原子力発電供用施設隣接市町村　原子力発電供用施設所在市町村に隣接する市町村であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十五　原子力発電供用施設隣々接市町村　原子力発電供用施設隣接市町村に隣接する市町村（原子力発電供用施設所在市町村は除く。）であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十六　原子力発電供用施設所在等市町村　原子力発電供用施設所在市町村、原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村